



## 前金払制度の見直し及び中間前金払制度の新設について（お知らせ）

受注者の資金調達の円滑化をより一層図るため、本町が発注する建設工事及び設計・調査等について、前金払制度の見直し及び中間前金払制度の新設を下記の通り行います。

### ①見直し内容

区 分	前 払 金	中間前払金
建設工事	(旧) 契約金額の10分の4を超えない 範囲内で1億円を限度  (新) 契約金額の10分の4を超えない 範囲内 <u>(限度額なし)</u>	<b>【新設】</b> <u>契約金額の10分の2を超えない            範囲内 (限度額なし)</u>
設計・調査等	(旧) 契約金額の10分の3を超えない 範囲内で1億円を限度  (新) 契約金額の10分の3を超えない 範囲内 <u>(限度額なし)</u>	<b>【新設】</b> <u>契約金額の10分の2を超えない            範囲内 (限度額なし)</u>

※契約金額又は出来高予定額が500万円を超えるものが対象となります。

### ②適用時期

平成29年4月1日以降の契約締結分から適用します。